

2 社 審 第 2 4 号
令和3年 2月26日

福 島 県 知 事 様

福島県社会福祉審議会
児童福祉専門分科会長



郡山光風学園のあり方について (答申)

このことについて、別紙のとおり取りまとめたので、社会福祉法第12条の規定に基づき、意見を具申する。